

森林保全部会の審議概要

1 開催日

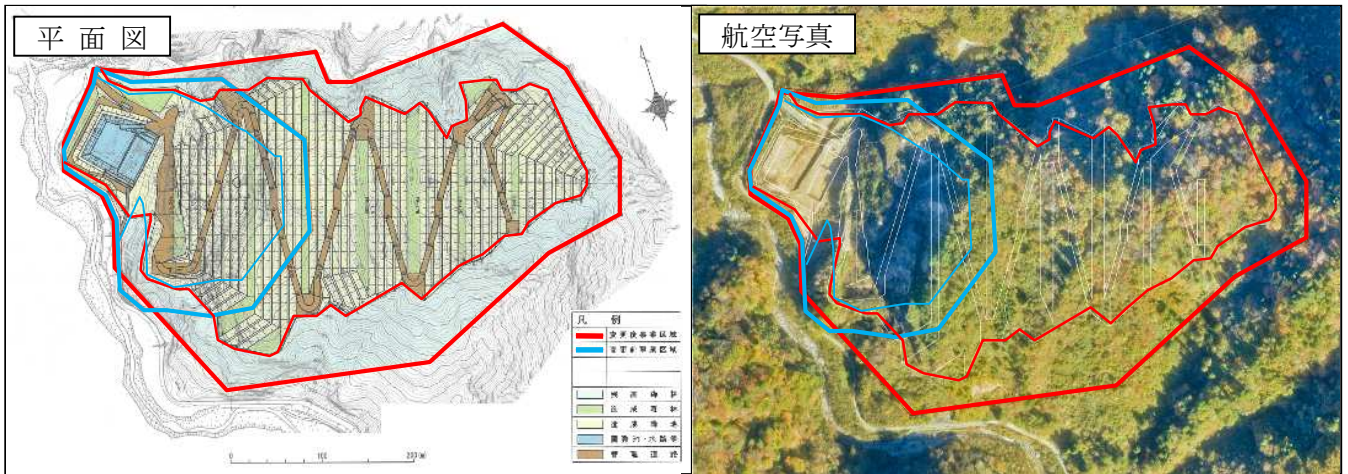
令和 5 年 2 月 21 日 15 : 10 ~ 15 : 40

2 審議結果等

林地開発行為の変更許可

申請者	申請地	開発の目的	変更理由	変更前 面積(ha)	変更後 面積(ha)	開催及び 答申日	許可日
株式会社 吉田土建	中新川郡 上市町 千石 朝畑	土石等の採掘 (岩石)	採掘範囲 の拡大	2.9470 (4.9950) (4.9950)	10.4251 (15.8978) (15.8978)	令和 5 年 2 月 21 日	令和 5 年 3 月 22 日

審議結果：適当と認められる。 ※面積欄 上段 : 実際に開発する森林面積
中段 () : 開発地に含まれる森林面積
下段 () : 開発地の面積



【富山県森林審議会運営要綱（抜粋）】

森林保全部会では、林地開発行為の許可に係る事項（5ha を超える林地開発行為の新規許可、林地開発行為の変更許可）について、調査審議する。

林地開発許可基準

(1) 土砂災害を発生させるおそれがあるか

- ア 切土法面の勾配は1割5分とし、直高5m毎に幅2mの小段を設ける。
- イ 切土法面は、早期の緑化復元と初期の侵食防止のため、施工可能な箇所から種子吹付工を行い、植物の活着状況を確認しながら緑化を行う。
- ウ 工事中の土砂の掘削により流出が予想される土砂量を貯砂できる容量の沈砂池を兼ねた洪水調整池を設置し、事業区域外への流出を防止する。

⇒ 施行規則第4条（土砂災害防止）に規定する許可基準に適合

(2) 水害を発生させるおそれがあるか

- ア 事業区域内の雨水の排水は、基準どおり10年確率の降雨量より求めた流量の1.2倍以上を流すことができる通水断面の水路等を設置する。
- イ 開発行為によって増加する流量については、30年確率の降雨量により求めた必要調節容量を調整できる洪水調整池を設置する。
- ウ 洪水調整池を先行設置することにより、水害を未然に防止する。

⇒ 施行規則第5条（水害防止）に規定する許可基準に適合

(3) 水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあるか

- ア 開発行為により一部裸地化するが、速やかに種子吹付工による緑化を図る。
- イ 開発行為によって発生が想定される水質汚濁については、沈砂池にて汚濁防止を行う。

⇒ 施行規則第6条（水の確保）に規定する許可基準に適合

(4) 環境を著しく悪化させるおそれがあるか

- ア 現況のまま、保全される森林（＝残置森林）が配置される。
- イ 切土法面は種子吹付工により緑化（＝造成緑地）、平坦地はアカマツ等植栽により森林化（＝造成森林）を図る。
- ウ 残置森林については、「残置森林等の管理に関する誓約書」に基づき維持管理される。

⇒ 施行規則第7条（環境保全）に規定する許可基準に適合

現況写真



切土法面



洪水調整池



水路工



残置森林